

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 27 年度 第 11 回定例  
9 月 2 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 9 月 2 日に教育委員会第 11 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 9 月 2 日（水） 開会 9 時 30 分  
閉会 10 時 30 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 加 藤 文 夫  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 斉 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長  
水 元 敏 夫 教育監  
池 田 和 久 理事兼教育総務課長  
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長  
山 本 知 成 教育政策課長  
中 川 好 広 情報化推進室長  
平 松 明 子 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
杉 山 和 幸 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
奥 村 篤 義務教育課人事監  
渋谷 浩 史 高校教育課長  
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長  
北 川 清 美 社会教育課長  
増 田 曜 子 文化財保護課長  
平 松 秀 規 スポーツ振興課課長補佐  
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長  
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
杉 本 寿 久 総合教育センター所長

#### 4 その他

(1) 第 15、16 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

6 月 17 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しておりますので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第 16 号議案は 9 月議会定例会に提出する予算案件であるため、又、  
報告事項 1 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議は  
ないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 16 号議案及び報告事項 1 は  
非公開とする。

**第 15 号議案 平成 27 年 9 月県議会定例会に提出する報告書**

- 教 育 長： 第 15 号議案「平成 27 年 9 月県議会定例会に提出する報告書」につい  
て、山本教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 教 育 長： 6、7 ページについて、この内容で県議会に報告してよいのか。前年  
度の評価内容との違いも含めて、どのように考えているのか。
- 教育政策課長： 最終的に県議会でどのような御意見をいただくのかわからないが、  
昨年度、この点検評価に関しては教育委員の評価でもあるという側面も  
あることから、教育委員自身がある程度、取りまとめをしたほうが良い  
との御意見をいただいた。このためベースとしてその意見を反映したも  
のになっており、その評価を事務局で補足している。
- 興 委 員： 武井委員と松永委員が出席された点検評価アドバイザー会議で議論に  
なったことは 99 ページにある「全体の総括について」を確認するとよ  
いと思う。2 人の委員からは、相対としてよくやっているという意見  
であったと感じている。個別にみると成果指標との関係で齟齬が生じ  
ており、そういった意味では成果指標のあり方をもっと適切に評価で  
きるものにしていかないといけない。場合によっては成果指標を元に  
評価しようとすると言界があるという評価は、重要なポイントだと思  
う。山本教育政策課長が教育委員から意見があつてということで話が  
あつたが、大事なのは全体の捉え方を教育委員会として考えていかな  
ければならない。これまでのやり方で事務局がたたき台を作って、教  
育委員会が審議するというかたちではなく、教育委員からメインとサ  
ブの人員を指定して、タスクフォースを作り、ドラフト作業を教育委  
員が実施するような取組みも必要ではないかと思うし、それが武井先  
生のメッセージだと思っている。教育長が話したように 6 ページの 1  
ポツの成果指標の達成状況の概要というものをみていくと、「基準値  
以下」欄の右側の欄は、知事部局がやっているもので、他に評価がで  
きる対象でないからということである。したがって左側とのバランスを  
捉えると、第 4 章を除いて 7 割以上が C 以上である。相対としてよく  
やっていると思えるのが順当ではないかと思える。この問題点だけを

見ると問題が顕在化してしまい、教育委員会がよくやってきている割には、何がよいのかということが見えないということになるろう。このため、山本教育政策課長とも相談をし、ポジティブにメッセージを出そうということで相談した。4章の左側を見ると2ポイントしかなく逆に基準値以下が7つある。数値目標の評価からするとこれは問題だと言わざるをえないが、個別にみると本当に実態を照らした数値なのかという思いがあった。したがってこの問題の一つは数値目標設定の仕方をきちんと見直しをしていくことが重要ではないかと思う。これが意見をされた2人の委員の共通メッセージではなかったかと思う。最後までアドバイザー会議を傍聴して、そういった雰囲気があったため、それなりに評価できるということでもとめたらどうかと意見した。

教 育 長： 私も前職において点検評価はやっていた。数値だけを見ると興委員が話されたようになってしまう。

興 委 員： 6ページの「B以上の評価は全体の4割に留まっており」というところは山本教育政策課長が修正したところだと思うが、少なくともC以上が7割を超えていると書いてもよいと思った。ただしCというのは可もなく不可もなくということなので、B以上を捉えたと思うが、やはりこの指標が最初の1ポツにあると、この数値を抜きにした議論はできない。この数値を前面に建てた論理構成をしないと教育委員会は何を見たのかと言われてしまうと思い、教育政策課長にお願いをした。

教 育 長： 県議会に理解いただけるかが大事である。

興 委 員： 前年度の点検評価報告書の1ポツはこれに該当する文はこれではない。本年度から変わっていると思うがどうか。

教育政策課長： そうである。総括的な評価は本年度からである。

興 委 員： したがって前年度との対比という議論ができない。こういった表記になっているのは本年度が最初である。

教 育 長： 場合によってはそういった説明も必要である。

加 藤 委 員： 従来の点検評価に比べると、自己批判・自制的な文言が多いと感じる。特に文章で書かれているところの文末が「必要である」「必要であると考えられる」となっており、足りない部分を強調している表現となっている。また、事務局に対して教育委員が批判し、我々教育委員と事務局が対立しているような捉え方をされるような違和感がある。我々は事務局と一体となって行動しているので、反省すべき場合は一緒に反省しなければならないと思う。そういったところに従来の点検評価と違うように思う。ここで何を苦勞するかと言うと教育長が議会答弁のときに自分でも足りない点を多々述べておられるけれども、実際に何を言っているのか、と議員の方に指摘される恐れがあるので、それに対する対応をつくっておかないと、かなり教育長が苦勞されるのではないかという心配はしている。

興 委 員： 99ページの武井委員の第3パラグラフの「第二に～」からであるが、この評価は教育委員会が事務局活動や教育長に委任した業務を含めて、

それを第3者的に評価することではなく、そもそもの執行責任は教育委員会なので、そこが機能していないとすれば、責任は教育委員にあるというまとめをしていかなければならないというのが武井先生の趣旨である。したがって、一昨年までは教育委員会が第3者的に評価をしていたため去年から変更してきた。今年の場合は武井委員のスタンスが如実に現れており、教育委員会はそういった認識を受け止めるべきである。したがって、教育委員会が常に執行機関として入り込むことが、本来の地教行法の趣旨だと思う。

溝口委員： 武井委員の御指摘にもあるが、教育委員会の意思形成に関わる評価の必要性というところで、確かに外から見ると見えにくい。正にこの議論が外から見えていない。これは公開でやっているのか。

教育政策課長： 武井委員が出席した会議のことか。

溝口委員： この定例会のことである。

教育政策課長： 公開である。

溝口委員： 第4章のスポーツに関係する部分であるが、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、もう少し内容を増やせたと思う。ラグビーワールドカップのことに記述が無いことに気づかなかったのは反省している。五輪のエンブレムや新国立競技場、富士山世界遺産センターなど、スポーツ施設も含め文化施設に関して非常に変わる時期である。そういった意味でも第4章の記述の薄さは本当に気になる場所である。そこで私が思うことは、教育委員会の意見形成の仕方について、やり方を考えてみてはどうかということである。教育委員会が得意とするやり方があるかと思うので、興委員の言われるタスクフォース的にやってみるといってもあろうし、事前に打ち合わせをするかたちもあろうかと思う。今までのようにメールで資料が送信されてくるやり方であると、一方的すぎて誤解も生まれると思う。そういったところにも改善の余地があるかと思う。

斉藤委員： 興委員から話のあった武井委員の意見の中に、教育委員会の事業に関して教育委員がどれだけ関心を持って参画し、途中で評価に加わっていくところに武井委員として疑問を持っている。ここが問題だと思うが、現実にそれを実行するには難しい側面がある。1年経過してから評価するというのでは、結果は後追いとなってしまうので、途中段階で評価をして補足をし、「どのように進んでいるのか」「どこまでやるのか」「どのように改善していくのか」ということをやらないと、1年間が終わってからでは難しい。その方法論を考えていかなければいけないと思う。

渡邊委員： 溝口委員が話されたように、専門分野に関しての確認や、紙面からは読み取れないいろんな要素を情報として得ながら、対話形式等で説明してもらえたらもう少し理解が深まったかと思う。次回の機会にはもう少し話ができるかたちがよいと思う。

興委員： 斉藤委員が話されたことに対してであるが、現行法の26条で点検評

価が明記されており、点検評価とは教育委員会が自ら点検評価するとある。その中には教育長に委任された事項も含めて点検評価をするところがある。したがって事業自体が委任事項や専決事項であるか否かを問わず、本来は教育委員会が行う事項である。昨年度議論したことであるが、委任した事項で必要な案件は必ず報告することを求めており、専決事項はできるだけ早い段階の定例会で報告する義務がある。私はそこに関して教育委員会としてやっていると思うが、それを個別事項ではともかく、政策の大きい柱を教育委員会として見ておらず、個別の一つひとつの事象の積み重ねだけで流してしまっているのではという危惧を感じる。今後、点検評価を作る際には、大きく方向性を捉えたものを作成するという意味で、この分厚い資料は全部参考資料程度に落としてしまい、教育委員会としては 10 ページ程度の点検結果報告書を作成してみるのもよいのではないかと思う。そういった方法で、教育委員会としては、教育の実を掌握できるのではないかと考えている。教育委員が非常勤ということを考えると、時間的制約があるので作業は難しいと思うので、やり方を含めた手法を教育委員会は議論した方がよい。私は 10 都道府県の点検評価報告書を読んできたが、静岡県にはいいところもあるし、他県にはもっと優れているものもある。他県のよいところを参考にして考えてみてはどうかと思う。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

興 委 員： 溝口委員が話された公開議論で、県は人事案件や県議会の報告するものであれば非公開であるという話であるが、私は人事案件は非公開でよいが、議会に挙げるものであっても教育委員会が本来すべき行為は公開で議論すべきであると思うので、そこまで含めて検討いただきたい。

溝 口 委 員： 99 ページの「第二に～」というところで理解ができないのは、昨年度来教育委員会事業の評価・改善プロセスに、教育委員会が組織として参画した形跡がないという記述であるが、どういったことを具体的に指摘されているのか。かなり厳しい苦言である。

興 委 員： 私はその場で傍聴したが、武井委員は外部有識者の意見を言う場合は、教育委員会としてまとめたものを出してもらい、それに対して自分たちがコメントを言うかたちを考えており、それでもって報告書の体裁を成して欲しいと言われた。従来は教育委員会が具体の作業をする前に武井委員等の御意見を聞いていた。したがって昨年は教育委員会の顔が見えてこないということになるが、私はそれについては、教育委員会の報告書をまとめて、外部の方々に意見を諮ってそれを検討するというやり方では、教育委員会の無責任体質そのものとなるので、武井委員の指摘したことは妥当ではないと思うとその場で申し上げた。

溝 口 委 員： 今の説明であると、「ミスコミュニケーション」である。やっているがそれが外に伝わっていないということである。だからこそこういった議論の公開や、もしくは武井委員にオブザーバーとして聞いてもら

うだけで双方の理解度が改善されるのではないかと思う。我々がやっているのに理解されていない実態がよく見えた。こういった指標ができて、年々洗練されていると思うが、それをどうやって外に分かり易く説明していくか、議論の内実をどうやって見せていくかというところに改善の余地があると思う。

加藤委員： 武井委員は定例会議事録の確認をした上で指摘されているのか。我々は公開できる案件は公開しており、実際に委員会の討議を傍聴する方がいる。議事録は公開しているので、動議が不十分ということであれば、外部評価をしている以上は議事録を確認していただきたいと思う。具体的に「この点の議論が不十分である」という指摘がなく、一般論としてこのような評価であると、何も議論していないと受け取られてしまう。

教育長： 定例会を毎月複数回開催しているにもかかわらず、その活動が伝わっていないとすると大変なことである。もしこの評価であるならば、コメントがもう少し欲しいところである。

溝口委員： この意見も武井委員、松永委員にフィードバックした方がよいのではないかと思う。

教育政策課長： 興委員から説明のあった部分だが、武井委員には昨年度、教育委員が確認する前のものを渡しているの、そのような意見であった。昨年からは改善されており、教育委員が確認し修正したものを今年には渡しているの、その部分は事務局で確認する。もう一つ、全般的に自己批判的な表現が多いのではないかという意見であるが、個別の章の評価では、できたものについては明示していくということで、改善の成果について、コメントは残している。

教育長： 他に質疑はないか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議になし)

教育長： 第14号議案を原案どおり可決する。

#### 【会議の非公開】

教育長： ここで会議を非公開とする。

### ＜非＞第16号議案 平成27年9月県議会定例会に提出する議案

※ 非公開

### ＜非＞報告事項1 「平成27年度条件附採用教職員（6月）の正式採用について

※ 非公開

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 27 年度第 11 回教育委員会定例会を閉会とする。

会議の大要を記録し、署名する。